

地域司法拡充基金運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、地域司法拡充基金設置規則（以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、地域司法拡充基金（以下「基金」という。）を運営するために必要な事項を定める。

(司法過疎地域等)

第2条 規則第2条の規定による国民の司法アクセスが困難な地域（以下「司法過疎地域等」という。）とは、当該地域に司法書士事務所又は司法書士法人の事務所（以下「事務所」という。）を置く簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士及び司法書士法人の数が原則として2に満たない市町村又はこれに準ずる地域をいう。

2 地域司法拡充基金運営委員会（以下「委員会」という。）は、前項に定める地域以外の地域であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域を司法過疎地域等と認定することができる。

- (1) 地域住民に対する司法書士による法的サービスの提供が不十分な地域であるとき。
- (2) 近い将来、前号の法的サービスの提供が不十分となることが明らかである地域であるとき。

(3) 災害復興支援事務所（日司連災害対策及び市民等の救援に関する規則第4条第2号の相談場所をいう。）の廃止が決定している地域であるとき。

3 前項の認定には、日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）の理事会（以下「理事会」という。）の承認を得なければならない。

(貸付額等の基準金額)

第3条 規則第5条第1号及び第2号の規定による貸付金は、別表に定める基準に基づき貸与するものとし、無利息とする。

2 規則第5条第6号から第8号までの規定による助成金は、別表に定める基準に基づき交付する。

(募集に関する要件)

第4条 次の各号の要件を全て満たした者は、規則第5条第1号又は第2号に定める貸付けに応募することができる。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 司法書士（登録予定者を含む。）については司法書士法第3条第2項に規定する認定を受けた者であること、司法書士法人については同項の司法書士である社員（特定社員）が常駐すること。

(2) 司法書士法その他関連法令に違背した事実がないこと。

(3) 司法過疎地域等において5年以上継続して司法書士業務を行うことができること。

(4) 日本司法支援センターと法律扶助契約を締結すること。

(5) 簡裁訴訟代理等関係業務及び成年後見業務等に積極的に取り組むこと。

(6) 司法書士会の各種事業に積極的に協力し、地域の公的機関及びその他関係団体の要請に積極的に応えること。

2 次の各号の要件を全て満たした者は、規則第5条第6号に定める助成に応募することができる。

(1) 司法書士業務を開業して5年以上を経過していること。

- (2) 司法書士法その他関係法令に違背した事実がないこと。
 - (3) 連合会及び司法書士会が定める所定の単位制研修が履修されていること。
 - (4) 司法過疎地域等において開業を希望する者に対して継続的な指導をすること。
- 3 次の各号の要件を全て満たした者は、規則第5条第7号に定める助成に応募することができる。
- (1) 規則第5条第7号に定める広域的司法過疎地域に事務所を有すること。
 - (2) 日司連新人研修実施要領第4第2項において選出された司法書士会員が直接指導するものであること。
 - (3) 司法過疎地域等において開業する者に対して特に必要となる能力について指導ができること。
- 4 次の各号の要件を全て満たす者は、規則第5条第8号に定める助成に応募することができる。
- (1) 司法過疎地域等で開業を予定し、助成を受けてから1年以内に登録及び入会をすること。
 - (2) 規則第5条第6号及び第7号の指導をする司法書士及び司法書士法人が決定していること。
 - (3) 自宅等から指導を受ける事務所に通勤することができないこと。
(借入れ等の申込み)

第5条 規則第5条第1号及び第2号の規定による貸付けを受けようとする司法書士（登録予定者を含む。）又は規則第5条第1号の規定による貸付けを受けようとする司法書士法人は連合会が定める様式による借入申込書及び所定の書面（以下「借入申込書等」という。）を、規則第5条第6号から第8号までの規定による助成を受けようとする者は連合会が定める様式による助成申込書及び所定の書面（以下「助成申込書等」という。）を委員会が定めた期間内に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の期間満了後3か月以内に貸付け又は助成の可否及び交付額を決定した上で、借入申込書等又は助成申込書等を添えて、連合会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、前項の決定に際して、事務所開業地又は指導員の事務所所在地の司法書士会の意見を尊重しなければならない。
(審査等)

第6条 委員会は、前条第1項の申込みに対して、第4条の要件の確認並びに貸付け又は助成の可否及び交付額の決定のために必要な調査をすることができる。

- 2 委員会は、前項の調査のため、前条第1項の申込者（以下「申込者」という。）から必要な事情を聴取するほか、必要な資料の提出を求めることができる。
(取下げ)

第7条 第5条第1項の申込みは、次条第1項に規定する通知があるまで、書面又は口頭により取り下げることができる。

- 2 委員会は、申込者が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第5条第1項の申込みの取下げがあったものとみなすことができる。
- (1) 借入申込書等又は助成申込書等に不備があり、所定の期日までにその不備が補正されなかったとき。

(2) 委員会からの調査に対して所定の期日までに回答がなかったとき。

(3) その他申込者が委員会の調査に協力しないとき。

3 前項の場合において、委員会は、適宜の方法により申込者にその旨を通知する。

(申込者への通知等)

第8条 連合会は、第5条第2項の委員会の決定を理事会において相当と認めたときは、その結果を速やかに申込者に通知しなければならない。

2 申込者は、前項の決定に対しては不服を申し立てることができない。

(貸付け等)

第9条 連合会は、前条第1項の通知後速やかに規則第5条第1号又は第2号の貸付けの申込みをした者との間において、金銭消費貸借契約（以下「貸付契約」という。）を締結し、貸付金を交付する。

2 連合会は、前条第1項の通知後速やかに規則第5条第6号の助成の申込みをした者との間において、委託契約を締結し、助成金を交付する。

3 連合会は、規則第5条第7号の助成の申込みをした者に対し、日司連新人研修規則第7条第2項の研修修了後に規則第16条第2項に定める報告を受けた後、速やかに助成金を交付する。

4 連合会は、前条第1項の通知後速やかに規則第5条第8号の助成の申込みをした者に対し、助成金を交付する。

(報告及び助言等)

第10条 規則第5条第1号の貸付金の交付を受けた者は、貸付契約に定める期日までに開業しようとする地の司法書士会への入会登録手続を完了して、その旨を連合会に報告しなければならない。

2 前項及び規則第16条第1項の報告は、連合会が定める様式によって行う。

3 規則第16条第2項の報告は、連合会が定める様式によって行う。

4 規則第16条第1項の報告期間は、貸付金交付後5年間とし、委員会の定めるところに従って報告を行う。

5 委員会は、第2項の報告をした者に対し、業務等に関する助言及び指導をすることができる。

(貸付金の返済等)

第11条 規則第5条第1号及び第2号の貸付金の交付を受けた者は、最初の貸付日から4年が経過した日の属する月の末日から、原則として5年以内に分割して全額返済するものとし、具体的返済方法に関しては貸付契約に定める。

2 連合会は、規則第5条第1号の貸付金につき、貸付けを受けた会員が司法過疎地域等に3年を超えて事務所を置いた場合には、当該会員が事務所を設置する地域に存する司法書士会の意見を聴取の上、理事会の承認を得て、債務の返済の全部又は一部を免除できる。

3 連合会は、規則第5条第1号（前項の規定により免除した額を除く。）及び第2号の貸付金につき、貸付けを受けた会員に次の各号に掲げる事由が生じた場合、貸付けを受けた会員の申出により、債務の全部又は一部について5年を超えない期間を定めて、理事会の承認を得て、返済を猶予することができる。

- (1) 事務所の運営が困難となるおそれがあり、廃業し、又は司法過疎地域等から他の地域に移転したとき。
 - (2) 疾病又は災害により返済が困難と認められるとき。
 - (3) その他やむを得ない事由のあるとき。
- 4 連合会は、規則第5条第1号（第2項の規定により免除した額を除く。）及び第2号の貸付金の貸付けを受けた会員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、貸付けを受けた会員（当該会員の相続人、成年後見人及び保佐人を含む。）の申出により、債務の全部について返済を免除することができる。
- (1) 死亡したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- 5 連合会は、規則第5条第1号（第2項の規定により免除した額を除く。）及び第2号の貸付金の貸付けを受けた会員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、貸付けを受けた会員（当該会員の相続人、成年後見人及び保佐人を含む。）の申出により、債務の全部又は一部について返済を免除することができる。
- (1) 第3項の規定により返済の猶予を受けたにもかかわらず、当該債務の返済が困難となり、かつ、将来にわたりその資力の回復の見込みが乏しいと認められるとき。
 - (2) 災害により事務所の運営が困難になったとき。
- 6 前3項の規定による債務の返済の猶予又は免除の申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、連合会が定める様式による支払期限猶予・債務免除申請書及び猶予又は免除の理由を証明する書面を委員会に提出する。
- 7 委員会は、第3項から第5項までの返済の猶予又は免除の申出後3か月以内に返済の猶予又は免除の可否を決定し、意見を付した報告書を理事会に提出する。
- 8 第6条第2項の規定は、第3項から第5項までの場合に準用する。この場合において、これらの規定中「申込者」とあるのは「申出者」と読み替える。
- 9 連合会は、第6項の委員会の決定を理事会において相当と認めたときは、その結果を速やかに申出者に通知する。
- 10 第8条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同項中「申込者」とあるのは「申出者」と読み替える。

（助成金の返還）

第12条 連合会は、規則第5条第8号に定める助成を受けた者が次の各号に該当するときは、規則第15条第3項の規定に基づき助成金の返還を求めることができる。

- (1) 正当な理由なく、配属研修を修了しないとき。
- (2) 正当な理由なく、配属研修修了後1年以内に司法書士登録をしないとき。

（相談センター等への助成）

第13条 規則第5条第5号の規定により支出する助成金は、次のとおりとする。

- (1) ブロック会及び司法書士会が設置する司法過疎地等における相談センターの設置（設置のための調査及び準備を含む。以下同じ。）及び運営費用
 - (2) ブロック会及び司法書士会が実施する司法過疎地巡回法律相談事業への助成金
- 2 前項第1号の助成金は、相談センター1か所につき1年度300万円を限度とする。

（細則の改正）

第14条 この細則を改正する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年2月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成25年1月29日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行前の契約に基づく貸付と免除猶予については従前の例による。

附 則

この細則の改正は、平成27年6月24日から効力を生ずる。

附 則

この細則の改正は、平成27年10月22日から効力を生ずる。

附 則

この細則の改正は、平成28年7月29日から効力を生ずる。

附 則

この細則の改正は、平成29年4月27日から効力を生ずる。

別表 (第3条関係)

摘要	個人	法人
規則第5条第1号(開業貸付金)	180万円以内	180万円以内
規則第5条第2号(定着貸付金)	540万円以内※1	※2
規則第5条第6号(養成指導員助成金)	15万円以内※3	15万円以内※3
規則第5条第7号(配属指導員助成金)	15万円以内※4	15万円以内※4
規則第5条第8号(受講者助成金)	20万円以内	

備考

※1 規則第5条第2号の定着貸付金は、原則として1年目は年240万円以内、2年目以降は前年の年収(開業日の属する月から1年間の売上(雑所得を含む)から経費を控除して算出した概算事業所得をいう。)が600万円に満たない不足部分につき、一定の上限(2年目は年180万円、3年目は120万円)のもと貸与する。

※2 法人に対する規則第5条第2号の定着貸付金の貸付は行わない。

※3 司法過疎地配属研修実施期間を含めず、1年以上の指導をする場合の助成とする。

※4 配属指導員には、研修所からの助成があるため、研修所からの助成額を控除した額を交付する。